

7 コード番号表

(1) 東京都区市町村コード番号表 ※ 様式第一号項番10で記入する。

許可コード	
都知事コード	13

上記コードは、
常勤役員等証明書・専技
証明書等で記入します。

他の道府県の市町村コード
番号を調べたい場合は、
地方公共団体情報システ
ム機構のホームページ
(<https://www.j-lis.go.jp/index.html>) を御覧く
ださい。

13101	千代田区	13201	八王子市
13102	中央区	13202	立川市
13103	港区	13203	武蔵野市
13104	新宿区	13204	三鷹市
13105	文京区	13205	青梅市
13106	台東区	13206	府中市
13107	墨田区	13207	昭島市
13108	江東区	13208	調布市
13109	品川区	13209	町田市
13110	目黒区	13210	小金井市
13111	大田区	13211	小平市
13112	世田谷区	13212	日野市
13113	渋谷区	13213	東村山市
13114	中野区	13214	国分寺市
13115	杉並区	13215	国立市
13116	豊島区	13218	福生市
13117	北区	13219	狛江市
13118	荒川区	13220	東大和市
13119	板橋区	13221	清瀬市
13120	練馬区	13222	東久留米市
13121	足立区	13223	武蔵村山市
13122	葛飾区	13224	多摩市
13123	江戸川区	13225	稲城市
		13227	羽村市
		13228	あきる野市
		13229	西東京市

西多摩郡	
13303	瑞穂町
13305	日の出町
13307	檜原村
13308	奥多摩町
大島支庁	
13361	大島町
13362	利島村
13363	新島村
13364	神津島村
三宅支庁	
13381	三宅村
13382	御蔵島村
八丈支庁	
13401	八丈町
13402	青ヶ島村
小笠原支庁	
13421	小笠原村

(2) 建設業の種類・有資格区分のコード番号表

【 一般建設業 】		建設業の種類 (項番64)	有資格区分 (項番65)
法第7条第2号	イ (指定学科卒業と実務経験)	1	0 1
	ロ (実務経験10年以上)	4	0 2
	ハ (国家資格者又は大臣認定等)	7	P68~70の資格表のうち○、◎、△のもの

【 特定建設業 】		建設業の種類 (項番64)	有資格区分 (項番65)
法第15条第2号イ (国家資格者)		9	P68~70の資格表のうち◎のもの
法第15条第2号ロ (指導監督的実務経験)	法第7条第2号	イ (指定学科卒業と実務経験)	0 1
		ロ (実務経験10年以上)	0 2
		ハ (国家資格者又は大臣認定等)	P68~70の資格表のうち○、△のもの
法第15条第2号ハ (大臣認定)	同号イと同等		0 3
	同号ロと同等		0 4

8 技術者の資格（指定学科）表 —法第7条第2号イ該当者法施行規則第1条—

下表の学科ごとに、指定学科を認定できる業種が異なります。具体的な指定学科名は■の表を御確認ください。その他の名称の学科で御相談される場合は、事前に卒業証明書及び履修証明書等を、さらにこの学科が、取得を希望する業種に対応する「施工技士」の資格試験での指定学科に該当している場合は、そのことが分かる資料も併せて御持参ください。（例：「内装」については「1級建築施工管理技士」試験の指定学科である等）

学科	建設業																													
	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
土木工学※	○			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○				○	○			○		○	○		○		○	○
建築学		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○	○		○		○		○	○	○	○
都市工学	○	○	○						○				○							○				○				○		○
電気工学								○													○		○						○	
電気通信工学								○															○							
機械工学									○		○	○		○	○						○	○			○	○	○	○	○	○
衛生工学	○								○				○												○		○		○	
交通工学	○												○																	
林学																								○						
鉱山学																									○					

※農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。

■ 具体的な指定学科・類似学科 ※ 並びは上表の学科ごととなっております。

類似学科については、学科名の末尾にある「科」「学科」「工学科」は他のいずれにも置き換えが可能です。ただし、「森林工学科」「農林工学科」「農業工学科」「林業工学科」については、置き換えることはできません。

【土木工学】									
開発科	海洋科	海洋開発科	海洋土木科	環境造園科	環境科	環境開発科	環境建設科	環境整備科	
環境設計科	環境土木科	環境緑化科	環境緑地科	建設科	建設環境科	建設技術科	建設基礎科	建設工業科	
建設システム科	建築土木科	鉱山土木科	構造科	砂防科	資源開発科	社会開発科	社会建設科	森林工学科	
森林土木科	水工土木科	生活環境科学科	生産環境科	造園科	造園デザイン科	造園土木科	造園緑地科	造園林科	
地域開発科学科	治山学科	地質科	土木科	土木海洋科	土木環境科	土木建設科	土木建築科	土木地質科	
農業開発科	農業技術科	農業土木科	農林工学科	農業工学科（ただし、東京農工大学・島根大学・岡山大学・宮崎大学以外については、農業機械学専攻、専修又はコースを除く。）					
農林土木科	緑地園芸科	緑地科	緑地土木科	林業工学科	林業土木科	林業緑地科			

学科名に関係なく<生産環境工学・農業土木学・農業工学>コース・講座・専修・専攻

【建築学】							【鉱山学】	
環境計画科	建築科	建築システム科	建築設備科	建築第二科	住居科	住居デザイン科	造形科	鉱山科

【都市工学】			【衛生工学】					
環境都市科	都市科	都市システム科	衛生科	環境科	空調設備科	設備科	設備工業科	設備システム科

【電気工学】								
応用電子科	システム科	情報科	情報電子科	制御科	通信科	電気科	電気技術科	電気工学第二科
電気情報科	電気設備科	電気通信科	電気電子科	電気・電子科	電気電子システム科	電気電子情報科	電子応用科	電子科
電子技術科	電子工業科	電子システム科	電子情報科	電子情報システム科	電子通信科	電子電気科	電波通信科	電力科

【機械工学】								【電気通信工学】
エネルギー機械科	応用機械科	機械科	機械技術科	機械工学第二科	機械航空科	機械工作科	機械システム科	電気通信科
機械情報科	機械情報システム科	機械精密システム科	機械設計科	機械電気科	建設機械科	航空宇宙科	航空宇宙システム科	
航空科	交通機械科	産業機械科	自動車科	自動車工業科	生産機械科	精密科	精密機械科	
船舶科	船舶海洋科	船舶海洋システム科	造船科	電子機械科	電子制御機械科	動力機械科	農業機械科	

学科名に関係なく機械（工学）コース

〈参考〉学校教育法の分類による専任技術者の要件（※指定学科は、学校教育法に基づく学校でなければならず、大学院や職業訓練校、他の法律に基づく各種学校等は対象とはなりません。）

高等学校	全日制、定時制、通信制、専攻科、別科	指定学科卒業＋実務経験 5 年
中等教育学校	平成10年に学校教育法の改正により創設された中高一貫教育の学校	
大学、短期大学	学部、専攻科、別科	指定学科卒業＋実務経験 3 年
高等専門学校	学科、専攻科	
専修学校	専門課程、学科	指定学科卒業＋実務経験 5 年 （専門士、高度専門士であれば 3 年）

10 登録基幹技能者について

(新様式)

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令(平成29年国土交通省令第67号)により、許可を受けようとする建設業の種類に応じて国土交通大臣が認める登録基幹技能者については、平成30年4月1日以降主任技術者の要件を満たすこととされました。

登録基幹技能者が主任技術者要件を満たしているか否かについては、講習修了証において、「実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められる」ことが記載されていることで、確認を行います。

(登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証

修了証番号 第 号
氏 名 (生年月日 年 月 日)
実務経験を有する建設業の種類: 工事業
この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します
この者は、(建設業の種類)について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。

修了年月日 年 月 日
有効期限 年 月 日

(登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印

この記載が必要になります(ページ下の※を参照)。また、複数業種を証明する場合は、その全てについて併記が必要です。

なお、平成30年4月1日前に交付された講習修了証(旧様式)でも、主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習もあるため、ページ下段の※表を参考にしてください。

資格区分及びコード番号	基幹技能者																										資格区分及びコード番号		
	登録さく井基幹技能者	登録送電線工事基幹技能者	登録圧入工基幹技能者	登録解体基幹技能者	登録ALC基幹技能者	登録圧入工基幹技能者	登録解体基幹技能者	登録ALC基幹技能者	登録硝子工事基幹技能者	登録ALC基幹技能者	登録消火設備基幹技能者	登録建築大工基幹技能者	登録消火設備基幹技能者		登録消火設備基幹技能者														
建設業の種類	登録基幹技能者の有資格コードは、全業種共通で「36」になります。基幹技能者講習と主任技術者として認められる建設業の種類については、以下のとおりです。また、取得できる許可は一般建設業(法第7条2号ハ)のみとなります																										建設業の種類		
大																													大
左																													左
と	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	と
石																													石
屋																													屋
電	○																												電
管																													管
タ																													タ
鋼																													鋼
筋																													筋
舗																													舗
しゅ																													しゅ
板																													板
方																													方
塗																													塗
防																													防
内																													内
絶																													絶
通																													通
園																													園
井	○																												井
具																													具
消																													消
解		○		○																									解

※平成30年4月1日前に交付された講習修了証(旧様式)でも、主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習
上の表で◇印のある講習については、従前の講習修了証を有している者は、当該講習修了証に記載された実務経験を有する建設業の種類について10年以上の実務経験を確実に有していることから、従前の講習修了証であっても主任技術者の要件を満たしていると確認できる。なお、登録機械土工基幹技能者講習、登録PC基幹技能者講習及び登録運動施設基幹技能者講習においては、「土木工事業」についても実務経験を有する建設業の種類として定められているが、土木工事業については、主任技術者の要件として認められていないことに留意する必要がある。

11 解体工事業について

(1) 業種区分の新設の経緯

高度成長期以降に集中整備したインフラが一斉に老朽化し、重大な公衆災害の発生等に対応した適正な施工体制を確保するため、平成26年6月に公布された建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）において、建設業許可の業種区分が約40年ぶりに見直され、解体工事業が新設されました（平成28年6月1日施行）。

(2) 解体工事の内容、例示、区分の考え方

解体工事の種類 (建設業法別表第一の上欄)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日建設省告示第350号)	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
とび・土工・コンクリート工事	足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、 工作物の解体等 を行う工事(以下略)	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、 工作物解体工事 (以下略)	平成28年5月31日以前のとび・土工・コンクリート工事の区分の考え方のうち、下記解体分を除いたものが該当する。
解体工事	<u>工作物の解体を行う工事</u>	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。

	解体を伴う新設		解体のみ	
	各専門工事で作ったもの 例:信号機を解体して同じものを作る。	土木一式工事・建築一式工事で作ったもの 例:一戸建て住宅を壊して新築住宅を作る。	各専門工事で作ったもの 例:信号機を解体して更地にする。	土木一式工事・建築一式工事で作ったもの 例:一戸建て住宅を壊して更地にする。
平成28年5月31日以前	各専門工事で施工 例:電気工事業	土木一式工事・建築一式工事で施工 例:建築工事業	とび・土工工事で施工	とび・土工工事で施工
平成28年6月1日以降	各専門工事で施工 例:電気工事業	土木一式工事・建築一式工事で施工 例:建築工事業	各専門工事で施工 例: 電気工事業	解体工事で施工

※ 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）の解体工事業との違い

建設リサイクル法の解体工事業は、建設業のうち建築物を除却するための解体工事を請け負う営業と規定されています（建リ法第2条）。請負金額の下限は規定されていません。

そして、解体工事業を営もうとする者（建設業法における土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可を受けた者を除く）は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならないと規定されています（建リ法第21条）。

なお、建設リサイクル法の解体工事業の登録事務も建設業課で行っています。詳しくは「解体工事業者登録申請等の手引き」を御参照ください。

(3) 解体工事業の新設に伴う法律上の経過措置

今後、新たに解体工事業を営む場合には、業種追加申請等により解体工事業の許可を受けている必要があります（P18～19参照）。

※ 「みなし」の専任技術者によって許可を受けられる経過措置期間は、令和3年6月30日に終了したため、令和3年7月1日以降、許可を受ける（継続する）場合には、「要件に合致した」専任技術者が必要です（P72参照）。

(4) 解体工事業の技術者要件

専任技術者の要件については、「技術者の資格（資格・免許及びコード番号）表」P68～69を御確認ください。

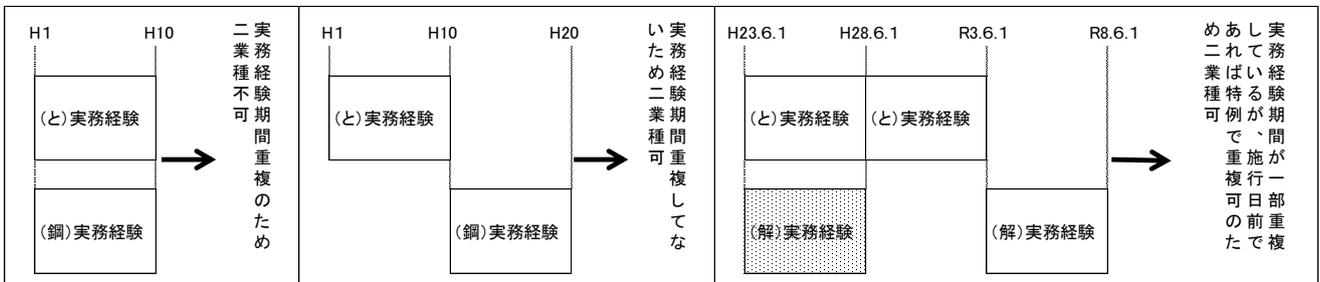
実務経験については、次の「実務経験年数の証明に必要な確認資料」を御確認ください。

■ 実務経験年数の証明に必要な確認資料

解体工事の実務経験として認められる工事は、平成28年6月1日改正法施行前のとび・土工工事（以降、旧とび・土工工事）の実務経験期間のものであっても、「工作物の解体を行う工事（P71青線箇所参照）」のみとなります。実務経験年数については、P59【エ】記載の確認資料の取扱いと同様に請負契約書等により、工期を確認して算出します。

ただし、旧とび・土工工事業の許可業者で、既に提出済みの変更届出書（決算報告）の中の工事経歴書から解体工事の実績が確認できる場合は、その期間分につき、請負契約書等に替えることができます（※受付印の押印された変更届出書（決算報告書）の副本表紙及び当該工事経歴書の写し、また必要に応じて工事内容のわかる資料等が必要となります。）。

なお、平成28年5月31日までの旧とび・土工工事業での実務経験に限り、同期間中に解体工事の実績がある場合は、実務経験期間の重複計上を認めています。



※ 建設リサイクル法施行後の解体工事に係る実務経験は、とび・土工工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録を受けた期間に請け負ったものに限り経験期間に算入できます。

12 実務経験による技術者資格要件の見直しについて

令和5年7月1日より、技術検定合格者を指定学科卒業者と同等（1級1次合格者を大学指定学科卒業者と同等、2級1次合格者を高校指定学科卒業者と同等）とみなし、第一次検定合格後に一定期間（指定学科と同等）の実務経験を有する者が当該専任技術者として認められることとなりました。

(改正前)

学 歴	実務経験
大学、短大等（指定学科）	卒業後 3年
高等学校（指定学科）	卒業後 5年
上記以外	10年

(改正後)

学 歴 等		実務経験
学 歴	大学、短大等（指定学科）	卒業後 3年
	高等学校（指定学科）	卒業後 5年
技士補 技 士	1級1次検定合格者(対応種目)	合格後 3年
	2級1次検定合格者(対応種目)	合格後 5年
上記以外		10年

○技術検定種目と対応する指定学科

技 術 検 定 種 目	同等とみなす指定学科
土木施工管理、造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

(注1) 指定建設業と電気通信工事業は除きます。

(注2) 技術検定合格後とは、当該資格を取得した技術検定の合格発表の日以降の実務経験を算入します。平成20年度以前の合格者については、合格発表日が分かるものの写しを提出してください（合格証明書の発行日以降の実務経験の場合は除く。）。

13 国家資格等についての問合せ先

資格等	試験の実施機関等	所管庁等
建設機械施工管理技士	(一社)日本建設機械施工協会 〒105-0011 港区芝公園3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3433-1501 https://jcmanet.or.jp/	国土交通省 大臣官房 技術調査課 施工企画室 TEL 03-5253-8111(代) 内22-408
土木施工管理技士	(一財)全国建設研修センター 〒187-8540 小平市喜平町2-1-2 TEL 042-300-6850 https://www.jctc.jp/	国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716
建築施工管理技士	(一財)建設業振興基金 試験研修本部 〒105-0001 港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館 TEL 03-5473-1581 https://www.kensetsu-kikin.or.jp/	国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716
登録基礎くい工事	(一財)日本基礎建設協会 〒103-0014 中央区日本橋蛸殻町2-8-12 岸浪ビル6F TEL 03-6661-0128 https://www.kisokyo.or.jp/ (一社)コンクリートパイル・ポール協会 〒105-0013 港区浜松町2-7-15 日本工業2号館3階 TEL 03-5733-5881 https://www.c-pile.or.jp/copita/index.html	国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716
電気工事施工管理技士	(一財)建設業振興基金 試験研修本部 〒105-0001 港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館 TEL 03-5473-1581 https://www.kensetsu-kikin.or.jp/	国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716
管工事施工管理技士	(一財)全国建設研修センター 〒187-8540 小平市喜平町2-1-2 TEL 042-300-6850 https://www.jctc.jp/	国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716
電気通信工事施工管理技士	(一財)全国建設研修センター 〒187-8540 小平市喜平町2-1-2 TEL 042-300-6850 https://www.jctc.jp/	国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716
造園施工管理技士	(一財)全国建設研修センター 〒187-8540 小平市喜平町2-1-2 TEL 042-300-6850 https://www.jctc.jp/	国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716
登録基礎技能者	国土交通省ホームページ(登録基礎技能者講習を実施している機関)参照 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000159.html	国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-857
建築士 木造建築士	(公財)建築技術教育普及センター本部 〒102-0094 千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル TEL 03-6261-3310 http://www.jaeic.or.jp/	(一社)東京建築士会 (注) TEL 03-3527-3100 (代表)
技術士	(公社)日本技術士会 技術士試験センター 〒105-0011 港区芝公園3-5-8 機械振興会館4階 TEL 03-6432-4585 https://www.engineer.or.jp/	文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課 技術士係 TEL 03-5253-4111(代) 内3888
電気工事士	(一財)電気技術者試験センター 〒104-8584 中央区八丁堀2-9-1 RBM東八重洲ビル8階 TEL 03-3552-7651 https://www.shiken.or.jp/	東京都 環境局 環境改善部 環境保安課 防災調整担当 TEL 03-5388-3541 (直通)
電気主任技術者	(一財)電気技術者試験センター 〒104-8584 中央区八丁堀2-9-1 RBM東八重洲ビル8階 TEL 03-3552-7651 https://www.shiken.or.jp/	経済産業省 商務流通保安グループ 電力安全課 TEL 03-3501-1742 (直通)
電気通信主任技術者	(一財)日本データ通信協会 電気通信国家試験センター事務所 〒170-8585 豊島区巢鴨2-11-1 ホウライ巢鴨ビル6階 TEL 03-5907-6556 https://www.dekyo.or.jp/	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課 TEL 03-5253-5862
地すべり防止工事士	(一社)斜面防災対策技術協会 〒105-0004 港区新橋6-12-7 新橋SDビル6階 TEL 03-3438-0493 https://www.jasdim.or.jp/	国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 保全課 TEL 03-5253-8111(代) 内36-213
建築設備士	(公財)建築技術教育普及センター本部 〒102-0094 千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル TEL 03-6261-3310 http://www.jaeic.or.jp/	国土交通省 住宅局 建築指導課 TEL 03-5253-8111(代) 内39-524
計装士	(一社)日本計装工業会 〒105-0031 千代田区東神田2-4-5 東神田堀商ビル4階 TEL 03-5846-9165 https://www.keiso.or.jp/	国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-857
給水装置工事主任技術者	(公財)給水工事技術振興財団 〒163-0712 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル12階 TEL 03-6911-2711 https://www.kyuukou.or.jp/	厚生労働省 健康局 水道課 TEL 03-5253-1111(代) 内4029
消防設備士	(一財)消防試験研究センター 中央試験センター 〒151-0072 渋谷区幡ヶ谷1-13-20 TEL 03-3460-7798 http://www.shoubo-shiken.or.jp/	総務省 消防庁 予防課 TEL 03-5253-7523
技能士	東京都職業能力開発協会 〒101-8527 千代田区内神田1-1-5 東京都産業労働局神田庁舎5階 TEL 03-6631-6052 https://www.tokyo-vada.or.jp/	東京都 産業労働局 雇用就業部 能力開発課 技能評価担当 TEL 03-5320-4717 (直通)
監理技術者資格者証	(一財)建設業技術者センター 〒102-0084 千代田区二番町3 麹町スクエア4階 TEL 03-3514-4711 http://www.cezaidan.or.jp/	国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716
解体工事施工技士	(公社)全国解体工事業団体連合会 〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-1-3 安和宝町ビル6階 TEL 03-3555-2196 https://www.zenkaikouren.or.jp	国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716
登録解体講習	(公社)全国解体工事業団体連合会 〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-1-3 安和宝町ビル6階 TEL 03-3555-2196 https://www.zenkaikouren.or.jp/ (一財)全国建設研修センター ※再交付申請と書換申請のみ受付 〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2 TEL 042-300-1743 https://www.jctc.jp/	国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716

(注) 他道府県在住の一級建築士については、各住所地の建築士会へお問い合わせください。また、他道府県登録の二級建築士・木造建築士については、各道府県又は各道府県指定登録機関へお問い合わせください。